

吉川市歯科口腔保健推進計画

平成29年度～平成34年度

吉 川 市

平成29年3月

目 次

I	計画策定の背景と趣旨	1
II	吉川市の現状	2
1	人口	2
2	要介護認定者数	2
3	障害者手帳所持者数	3
4	3歳児でむし歯のない者の割合	3
5	3歳児の一人平均むし歯数	3
6	12歳児でむし歯のない者の割合	4
7	12歳児の一人平均むし歯数	4
III	計画の位置づけと計画期間	5
1	計画の位置づけ	5
2	計画期間	5
IV	基本方針と取り組み	6
1	基本方針	6
2	ライフステージ等に応じた取り組み	6
(1)	妊娠期	6
(2)	未就学・就学期	7
(3)	成人期	8
(4)	高齢期	9
(5)	障がい者・要介護者	10
V	計画の推進	10
VI	資料	11
1	吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例	11
2	吉川市歯科口腔保健推進計画策定委員会委員名簿	13

I 計画策定の背景と趣旨

口腔内の２大疾患であるむし歯と歯周病は、単に食事や会話などに支障が生じるだけでなく、全身の健康にも影響を及ぼします。

厚生労働省では、平成元年から全ての国民が生涯にわたって自分の歯で食べるために「８０歳になっても自分の歯を２０本以上保つ」ことを目標とした「８０２０（ハチマル・ニイマル）運動」を展開するとともに、平成２３年８月には、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進することを目的として「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

埼玉県では、平成２３年１０月に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」を施行し、平成２４年度には「埼玉県歯科口腔保健推進計画」を策定しました。

このような中、当市においては、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする、「吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例」を平成２５年３月に施行し、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを明示しました。この条例の趣旨を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針を掲げ、市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康な生活を送ることを目指して「吉川市歯科口腔保健計画」を策定するものです。

Ⅱ 吉川市の現状

1 人口

吉川市の人口は、過去5年間の平均で1年間に約760人が増加しており、平成27年1月に7万人を超えました。今後、吉川美南駅東口周辺の開発も予定されていることから引き続き増加が見込まれます。

年齢別人口では、0歳～6歳、7歳～18歳、19歳～64歳については、軽微な増加ですが、65歳以上は、毎年増加しています。

【吉川市の人口】

単位：人

年齢別人口	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
0歳～6歳	4,860	4,868	4,869	4,833	4,794	4,831	4,895
7歳～18歳	8,332	8,507	8,613	8,681	8,748	8,756	8,952
19歳～64歳	41,766	41,753	41,836	41,927	41,559	41,576	41,794
65歳以上	10,347	10,972	11,384	12,084	13,073	13,930	14,732
合計	65,305	66,100	66,702	67,525	68,174	69,093	70,373

※吉川市人口統計（各年4月1日現在）

2 要介護認定者数

要介護認定者数は、年々増加しています。平成27年度の要介護認定者数については、平成21年度と比較すると4割も増加しています。

介護を要する方や障がい者など、かかりつけ歯科医への通院が困難になっている方は益々、増加すると考えられます。

【要介護（要支援）認定者数】

単位：人

介護度別	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
要支援1	130	165	188	249	281	310	342
要支援2	130	141	157	161	178	207	226
要介護1	268	278	306	360	376	396	429
要介護2	250	289	276	274	283	293	303
要介護3	243	205	232	219	231	223	218
要介護4	175	198	226	229	210	231	219
要介護5	114	133	148	154	152	149	142
合計	1,310	1,409	1,533	1,643	1,711	1,809	1,879

3 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳については、平成23年度に一時減少傾向が見られましたが経年的に増加傾向が見られます。療養手帳と精神障害保健福祉手帳については、毎年増加しています。

【各種障害者手帳所持者数】

単位：人

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
身体障害者手帳	1,613	1,643	1,611	1,691	1,686	1,728	1,737
療育手帳	276	309	317	349	369	388	406
精神障害者保健福祉手帳	199	216	229	274	292	313	349

4 3歳児でむし歯のない者の割合

3歳児でむし歯のない者の割合は、当市、県平均ともに増加傾向にありますが、当市の平成27年度における値は、前年度を下回り、県平均より低い水準となっています。

【3歳児のむし歯のない者の割合】

単位：%

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
吉川市	79.43	75.30	79.60	77.34	81.66	82.99	82.17
埼玉県平均	77.78	78.80	80.05	82.86	83.11	82.91	84.48

※埼玉縣市町村別歯科保健データ

5 3歳児の一人平均むし歯数

3歳児の一人平均むし歯数は、県平均は減少傾向にありますが、当市においては平成27年度の値が平成26年度を上回り、県平均より多い値となっています。

【3歳児の一人平均むし歯数】

単位：本

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
吉川市	0.71	0.79	0.70	0.86	0.67	0.58	0.65
埼玉県平均	0.90	0.79	0.76	0.62	0.57	0.59	0.53

※埼玉縣市町村別歯科保健データ



6 12歳児でむし歯のない者の割合

当市における12歳児でむし歯のない者の割合は、年度によりばらつきはあるものの60～70%前後で推移しています。平成27年度における当市の値は県平均を約5%上回っています。

【12歳児のむし歯のない者の割合】

単位：%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
吉川市	63.48	65.11	60.56	70.09	62.13	63.01	72.32
埼玉県平均	-	-	-	-	-	64.76	67.66

7 12歳児の一人平均むし歯数

12歳児の一人平均むし歯数は、県平均は、年々減少しています。当市においては、年ごとに増減しながらも減少傾向にあり、平成27年度においては、県平均を下回っています。

【12歳児の一人平均むし歯数】

単位：本

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
吉川市	1.25	0.57	0.72	0.56	0.83	0.66	0.52
埼玉県平均	1.24	1.16	1.05	0.99	0.89	0.82	0.73

※埼玉縣市町村別歯科保健データ

Ⅲ 計画の位置づけと計画期間

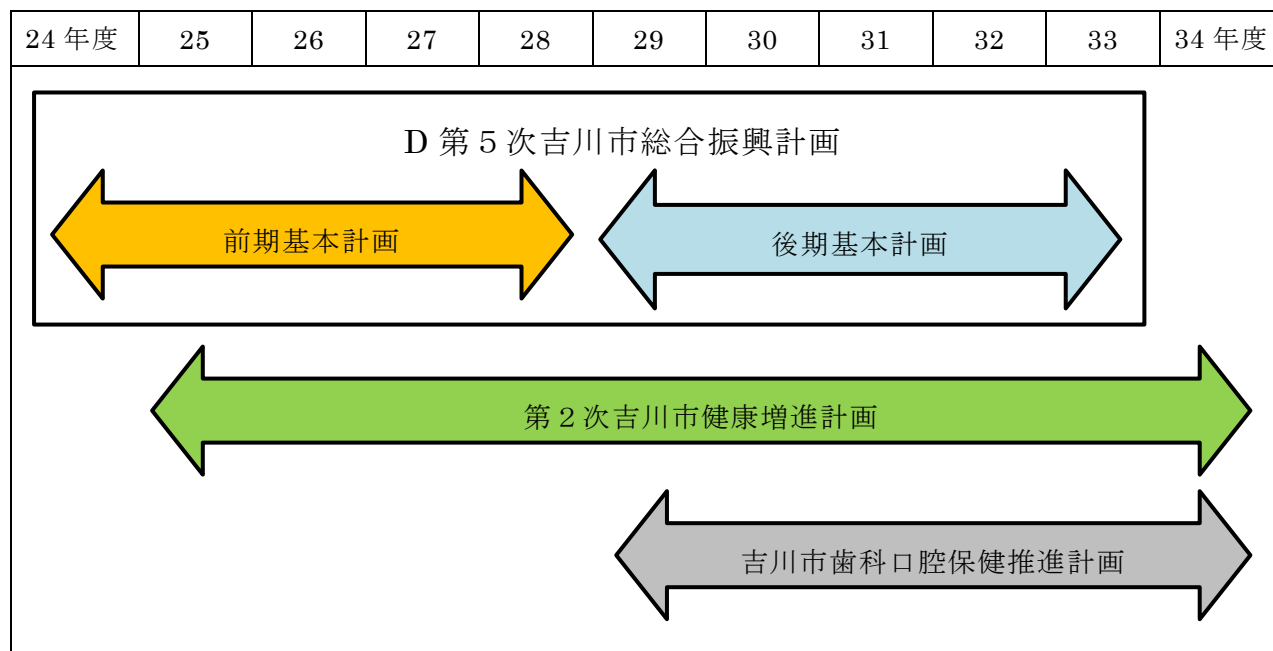
1 計画の位置づけ

本計画は、当市における歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づいて策定しており、市の最上位計画である「第5次総合振興計画」及び「第2次吉川市健康増進計画」の実現を図るための分野別計画と位置付けています。

また、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき定められる「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「埼玉県歯科口腔保健推進計画」の趣旨を踏まえ、整合性を図りながら策定しています。

2 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から平成34年度の6年間とします。



IV 基本方針と取り組み

1 基本方針

ライフステージ等に応じた生涯にわたる歯科口腔保健への取り組み

歯や口腔の健康は、毎日の食事や会話の基礎となるとともに、生活習慣病をはじめとする疾病の予防にも深い関わりを持ちます。生涯にわたって健康で笑顔あふれる生活を送るためには、子どもから高齢者までライフステージに応じた歯科口腔の健康維持に取り組むことが重要です。

2 ライフステージ等に応じた取り組み

(1) 妊娠期

妊娠期は、口腔内が酸性になりやすいことや、唾液の分泌量が低下することなどからむし歯のり患リスクが高まります。また、乳幼児の口腔保健についての正しい知識を得ておくことも必要です。

【具体的な取り組み】

母子手帳交付時の指導	
	母子手帳交付時に妊娠期における歯科口腔保健の重要性について効果的な周知方法を検討します。また、リスクが高いと思われる方に対して指導を行い、妊娠期や乳児の歯科口腔の健康管理を促します。
母親（両親）学級での歯科保健の講義	
	妊婦を対象に4回コースで実施している「母親（両親）学級」において妊娠期及び乳幼児の歯科保健の講義を実施し、正しい知識の習得を進めます。
無料妊婦歯科健診の普及・啓発	
	吉川歯科医師会が実施する無料妊婦歯科健診は、妊娠期だけでなく乳幼児期の歯科口腔の健康維持にも大きな役割を果たしています。妊婦に対して事業の周知及び受診者の増加を図ります。

(2) 未就学・就学期

幼少期のむし歯は、生涯の健康な歯の維持に大きな関係性があります。また、乳歯のむし歯は、永久歯の健全な発育にも影響を及ぼすため、幼少期からのむし歯予防が重要です。

学齢期においても「むし歯」は、大きな健康問題です。特に小学校高学年からは、むし歯の予防に加えて歯周病予防の大切さについても理解を促していくことが大切です。合わせてこの時期に基本的な生活習慣を確立させていく必要があります。

【具体的な取り組み】

にこにこ歯みがき教室の実施	
	歯科医師により歯が生え始めの乳児の歯みがき指導を実施しています。乳児相談や乳児健診と合わせて案内するなど周知に努めます。
保育所、幼稚園、学校における取り組み	
	保育所、幼稚園、小学校において歯磨き指導をはじめとする歯科口腔ケアの取り組みを進めます。小学校高学年以降においては、歯周病予防についての啓発も推進します。また、中学生についても歯みがきなどの歯科口腔ケアの習慣が継続されるよう啓発に努めます。
むし歯予防におけるフッ化物局所応用の知識の普及	
	フッ化物の局所応用（歯みがき剤、塗布、（集団）洗口）の知識と実施されている状況について広く周知を図ります。
子どもへのフッ化物塗布事業の実施	
	むし歯予防のため保健センターにおいて子どもへのフッ化物塗布を引き続き実施します。
子どもの歯科健診とブラッシング指導の実施	
	乳幼児健診において歯科健診を実施するとともに、保護者へのブラッシング指導を行います。
保護者への啓発活動	
	保護者がむし歯予防の知識を身につけることで、歯みがき習慣や正しい食習慣など家庭における子どもの歯科口腔ケアの促進を図ります。
リスクの高い子どもの把握と指導	
	乳幼児健診や家庭訪問等において特に歯科口腔の健康リスクが高いと思われる子どもについて、保護者にむし歯の知識の周知を図るなど子どもの早期のむし歯予防に努めます。

【目標】

○ 3歳児でむし歯のない者の割合

◇現状値（平成27年）82.2% ◇目標値（平成33年）86.0%

○ 12歳児でむし歯のない者の割合

◇現状値（平成27年）72.3% ◇目標値（平成33年）70.0%

○ 「にこにこ歯みがき教室」の参加乳児数

実績値				見込値	目標値
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成33年度
144人	130人	121人	180人	174人	190人

（3）成人期

日本人の成人の約8割が歯周病の何らかの症状を持っています。歯周病は、全身疾患に影響を及ぼすと言われており、健康を口腔からサポートするために歯周病予防が大切です。

【具体的な取り組み】

集団健診における歯科健診の実施	
	集団健診において歯科健診を実施し、予防の促進を図るとともに口腔内の疾病の早期発見・早期治療を促します。
かかりつけ歯科医師による定期健診の啓発	
	かかりつけ歯科医師による定期健診は、継続的な歯科口腔の健康維持に効果的です。かかりつけ歯科医師での定期健診受診の重要性を啓発します。
各種啓発の充実	
	「広報よしかわ」において歯科医師の啓発記事を掲載するなど、歯科口腔に関する知識の普及を図ります。 成人については、喫煙等の生活習慣が歯科口腔及び全身に与える影響についても周知を図ります。

【目標】

○ 集団健診における歯周病検診の受診者数

実績値					目標値
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成33年度
249人	299人	367人	305人	272人	310人

(4) 高齢期

加齢とともに歯周病やむし歯により歯を失うリスクが高まります。また、口の筋力が低下し、唾液量も減少することから、食べる、話すなどの機能が低下し、誤嚥も起こりやすくなります。高齢期は特に、歯と口の健康が全身の健康を維持するために重要です。

【具体的な取り組み】

「8024よい歯のコンクール」を実施	
	「8024よい歯のコンクール」において自分の歯を多く維持している方を表彰し、高齢者の歯科口腔保健に対する意識の高揚を図ります。
健康長寿歯科健診の実施（埼玉県後期高齢者医療）	
	埼玉県後期高齢者医療の制度において平成28年度から新たに開始された75歳の方を対象とする歯科健診を周知し、受診者の増加を図ります。
歯科口腔機能維持の重要性の啓発	
	口腔内の健康が誤嚥性肺炎や認知症の予防等につながるとともに、生活能力の維持にも重要であることを啓発します。
かかりつけ歯科医師による定期健診の啓発	
	高齢期に至っても定期健診の受診を続けるよう、かかりつけ歯科医による定期健診を継続する重要性について啓発を行います。

【目標】

○「8024よい歯のコンクール」受賞者数

実績値					目標値
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成33年度
15人	9人	17人	15人	19人	25人



(5) 要介護者・障がい者

介護を要する方や障がい者は、定期的な歯科健診の受診機会が損なわれやすく、一般的に悪化しやすい傾向があります。歯と口腔の健康維持には一層の配慮が必要です。

【具体的な取り組み】

相談窓口等の周知・案内	
	<p>歯科保健や訪問診療についての以下の機関や制度を周知するとともに、必要に応じて案内し、受診しやすい環境整備に努めます。</p>
	<p>①埼玉県障害者歯科相談医制度</p> <p>埼玉県障害者歯科相談医は、県立障害者歯科専門診療所等と連携し、障がい者等の歯科保健相談に応じるとともに、口腔衛生指導管理を行うなど地域の障がい者等歯科保健医療の推進に取り組んでいます。</p>
	<p>②埼玉県立施設障害者歯科診療所</p> <p>埼玉県立施設障害者歯科診療所は、在宅の障がい者に対して、全身麻酔や鎮静法等を活用して、安全かつストレスを与えない治療を行っています。</p>
	<p>③在宅歯科医療推進窓口</p> <p>埼玉県歯科医師会において在宅で療養している人や体が不自由な人など歯科医院への通院が困難な人に訪問診療を実施している歯科医院を紹介しています。</p>
福祉施設における口腔ケアの推奨	
	<p>各施設における啓発活動を促進し、施設での歯科健診の実施や口腔ケアの実施促進を図ります。</p>
セルフケアの啓発	
	<p>口腔ケアの重要性とその方法等について周知を図り、家族や介護者による在宅での口腔ケアの取り組みを推進します。</p>

V 計画の推進

歯科医師、歯科衛生士、関係機関及び市民により構成する吉川市歯科口腔保健推進協議会を設置し、計画の実施状況について審議を行い、本計画の継続的な推進に取り組めます。

VI 資料

1 吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例

吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成25年3月26日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の規定に基づき市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を日常的に自ら積極的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり地域において良質かつ適切な歯科口腔保健及び歯科医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らが歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活における口腔清掃（歯及び口腔内に付着した汚れを取り除くことをいう。）及び定期的な歯科に係る検診に心掛け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する事項（平成24年厚生労働省告示第438号）に定める基本的な施策及び8024運動（80歳になっても自分の歯を24本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）等を研究検討し、計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 吉川市歯科口腔保健推進計画案策定委員会委員名簿

氏名	委嘱区分等	備考
戸張 英男	歯科医師	委員長
小野 郁夫		副委員長
鈴木 薫	歯科衛生士	
笠井真奈美	市民の健康増進に寄与する団体からの推薦者	
高橋 恭子		
中山 宏司	公募市民	
池田めぐみ		
鈴木 正	吉川市健康福祉部地域福祉課長	
伴 茂樹	吉川市健康福祉部障がい福祉課長	
櫻井 敬雄	吉川市健康福祉部いきいき推進課長	
山崎 純子	吉川市健康福祉部子育て支援課長	
松本 英明	吉川市健康福祉部保育幼稚園課長	
山口 剛介	吉川市健康福祉部国保年金課長	
小林以津己	吉川市健康福祉部健康増進課長	
清水 孝二	吉川市教育委員会事務局教育部学校教育課長	